

若者定住促進住宅 入居募集のご案内

■今回募集戸数 4戸

■募集期間

2月1日(水)
～2月17日(金)

■入居日 平成18年4月1日

■申し込み資格

◎入居日において満18歳以上、38歳以下の者（これ以外にも条件があります。）

■所在地

川根本町地名185-5
（地名郵便局前）

■構造・間取り

木造2階建て2LDK
（床面積71.57㎡）

■家賃他

◎小学生以下の同居する
子どもがある場合

月額：37,000円

◎それ以外の方

月額：39,000円

◎駐車場（各戸屋根付き
併設駐車場1台分）

月額：3,000円

■敷金 家賃の3ヵ月分

■禁止事項

犬・猫等の動物の飼育、
燃焼器具の使用、その他
条例等で定める事項

■その他

◎オール電化住宅です。

※IH機器・用具は入居
者持ち込み。

◎入居者は、満43歳に退居
が必要です。

■申し込み受付時間

土曜、日曜を除く
8時30分～17時まで

■申し込み方法

役場 建設課に入居申込書
がありますので、申込書を
記入のうえ、必要書類を添
付し提出してください。

■申込・問い合わせ先

川根本町役場建設課

☎ <56> 2227

若者定住促進住宅の完成予想図



木のぬくもりを感じて暮らしてみませんか

川根本町では、町に定住を希望する若者が自分の持ち家を建て、生活をしていくまでの間に住んでもらうための「若者定住促進住宅」を町内地名地区に整備し始めました。今年3月には4戸が完成、平成21年度までに計20戸の建設を予定しています。

■経緯

平成16年、旧中川根町において「若者定住促進住宅整備事業建設基本計画」を策定しました。

これは、旧中川根町の「第三次町総合計画」と「町過疎地域自立促進計画」の中核的な課題として「定住対策」がありました。また町内では「町内に比較的若い世代向けの賃貸住宅が少ない」という意見がありました。

さらに近年、幹線道路の整備や高速インターネットの普及、また自然や安心・安全を求める人たちが増えるなど、山村部と都市部の距離感覚や住居に求める価値感が変化してきていました。

これらの点をふまえ、「適切な住宅を整備することにより、若者定住の促進を図ることが可能である」と考え、若者定住住宅整備を進めてきました。

これら

■住宅整備する場所は

若者定住促進住宅は、町の最南端に位置し、近隣市街地通勤に最も適した位置にある地域という点から地名地区としました。また整備箇所としては、同地区の中央部に位置し、集会所、郵便局、警察官駐在所が隣接し、幹線道路や大井川鐵道地名駅にも近い場所であり、同世代の若者が集まって住む適した場所という点で決定しました。

■住宅設計のコンセプト

若者定住促進住宅は創意工夫をこらし、次の5点に配慮し整備しています。

- ① 地元産木材をふんだんに使用した純木造住宅
- ② 魅力ある景観づくり
- ③ 若者の感性やライフスタイルに適したデザイン
- ④ 地球に優しい省エネ設備
- ⑤ 同世代が集うコミュニティ環境

■問い合わせ先

川根本町役場建設課
☎ <56> 2227



現在整備中の若者定住促進住宅